

三島市外五ヶ市町箱根山組合個人情報の保護に関する法律施行条例

〔令和5年3月30日
条例第2号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「組合の機関」とは、管理者、監査委員及び公平委員会をいう。

(開示決定等の期限の特例)

第3条 組合の機関が法第82条各項の決定をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「15日以内」と、同条中「60日以内」とあるのは「45日以内」と、「同条第1項」とあるのは「三島市外五ヶ市町箱根山組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年三島市外五ヶ市町箱根山組合条例第2号）第3条の規定により読み替えて適用する前条第1項」と、同条第1項中「この条」とあるのは「三島市外五ヶ市町箱根山組合個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定により読み替えて適用するこの条」とする。

(手数料等)

第4条 法第89条第2項に規定する手数料は、三島市外五ヶ市町箱根山組合手数料徴収条例（昭和62年三島市外五ヶ市町箱根山組合条例第1号）の規定にかかわらず、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（法第82条第1項の決定に係る法第60条第1項に規定する保有個人情報が法第2条第1項第1号に規定する電磁的記録に記録されている場合にあっては、組合の機関が定める方法による交付。以下この項において同じ。）により開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用（当該写しの交付を送付により受ける場合にあっては、当該送付に要する費用を含む。）を負担しなければならない。

(施行の状況の公表)

第5条 管理者は、組合における法の施行の状況に関し、毎年度公表するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、組合の機関が定める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定の施行の日から施行する。